

会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則

2026年3月25日制定

第1章 目的

(目的)

第1条 この規則は、定款第18条に規定する会員に対する処分（以下「会員処分」という。）及び定款第19条に規定する正会員に対する勧告（以下「勧告」という。）並びに外務員の登録等に関する規則（以下「外務員登録規則」という。）第14条に規定する外務員（外務員登録規則第2条に規定する外務員をいう。以下同じ。）に対する処分（以下「外務員処分」という。）その他の措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員処分及び外務員処分等に係る調査

(調査)

第2条 会長は、正会員について定款第17条第1項各号の一に該当すると思料される事案若しくは定款第18条に規定する状況に該当すると思料される状況を認知したとき、又は外務員登録規則に定める外務員の処分手由若しくは登録拒否事由に該当すると思料される事案を認知したときは、事務局にその調査を命じることができる。

2 会長は、賛助会員について定款第18条第2項各号の一に該当すると思料される事案を認知したときは、事務局にその調査を命じることができる。

3 定款第18条第1項第6号に規定するこの法人の秩序又は信用を害したときとは、正会員（法人の会員にあってはその役員を含む。）が次の各号の一に該当するときとする。

(1) 刑事事件（微罪を除く。）の被疑者として逮捕され、又は被告人として訴追されたとき。

(2) 納税に関し、犯則事件として調査を受け、告発されたとき。

(3) 銀行取引停止等の処分を受けて取引上の信用を失ったとき。

(4) 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係その他事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者がいることが判明したとき。

(5) 前各号のほか、正会員として著しく不適当な行為があると認められるとき。

4 会長は、第1項又は第2項に規定する調査を行うため、必要に応じ会員に対して資料の提出、又は文書若しくは口頭による説明を求めることができる。

5 会員は、前項に規定する資料の提出、又は説明を求められた場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

第3章 会員処分等の実施手続等

第1款 会員処分等の実施手続

(規律委員会への諮問)

第3条 会長は、前条第1項若しくは第2項に規定する調査又は業務規程第5条第1項の規定に基づく監査の結果、会員処分又は勧告を行うことが適当と認めるときは、規律委員会に対しその対応について諮問し、その意見を求めることができる。

2 会長は、前項の規定に基づき規律委員会に意見を求める場合には、前条第1項又は第2項に基づく調査又は業務規程第5条第1項の規定に基づく監査の結果を規律委員会に報告するものとする。

(規律委員会による審議等)

第4条 規律委員会は、前条の規定に基づき会長から諮問のあった事案その他規律委員会が必要と認める事案等に関し、その対応（会員処分又は勧告を行うことの適否のほか、その内容、理由等を含む。）について審議するものとする。

2 規律委員会は、前項に規定する審議を行うため、必要に応じ事務局にその調査を命じ、調査結果の報告を求めることができる。

3 規律委員会は、当該審議に必要があると認めるときは、当該事案に係る会員に対して出席を求めて事情聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

4 規律委員会は、第1項の規定に基づく審議の結果、会員処分を行うことが適当であるとする場合には、その処分の種類及び程度並びに理由を、勧告を行うことが適当であるとする場合には、その内容及び理由を、会長に報告するとともに、当該会員に書面により通知するものとする。

(弁明の機会)

第5条 会長は、会員処分について理事会に付議しようとする場合には、あらかじめ、当該会員に対して弁明の機会を与えるものとする。

2 弁明の手続は、会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則に関する細則（以下「処分等細則」という。）に定めるところにより実施するものとする。

(理事会への付議)

第6条 会長は、第4条第4項に基づき規律委員会から報告のあった審議の結果、会員処分を行うことが適当であるとする場合には、定款第18条の規定に基づき理事会に付議するものとする。

2 理事会は、その決議に当たり規律委員会の審議の結果を尊重するものとする。

(総会への付議)

第7条 理事会は、前条に基づく審議の結果、会員の除名を行うことが適当であるとした場合は、総会に当該会員の除名について付議するものとする。

2 第5条の規定は、前項の会員の除名に関する総会への付議について準用する。この場合におい

て、同条第1項中「あらかじめ」とあるのは「当該総会において」と読み替えるものとする。

第2款 会員処分等の種類及び程度等

(処分の程度等)

第8条 定款第18条第1項に規定する過怠金の徴収又は会員権の停止若しくは制限の程度は、次のとおりとする。

(1) 過怠金の徴収 1億円以下（投資助言・代理会員は5千万円以下）。

ただし、処分の対象となる事案が定款第18条第1項第5号に定める行為に該当する場合で、その内容が重大又は悪質なものであって、資産運用業に対する信用を著しく失墜させたと認められるときは、過怠金の上限額を5億円（投資助言・代理会員は5千万円）とすることができる。

(2) 会員権の停止若しくは制限 6ヵ月以内

2 過怠金の納入期限は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

(1) 過怠金の額1億円以下 第12条に規定する正会員の処分についての通知を発出した日から2か月を経過した日

(2) 過怠金の額1億円超5億円以下 第12条に規定する正会員の処分についての通知を発出した日から3か月を経過した日

3 正会員は、会員権の停止若しくは制限の処分を受けた場合においても、正会員としての義務を履行しなければならない。

4 除名処分を受けた者に係る再入会の申込みは、処分の日から1年を経過するまでは受理しない。

(勸告)

第9条 会長は、第2条第1項に規定する調査の結果、当該正会員に対して業務改善等を求めることが適当と認めるとき、又は第4条第4項に基づき規律委員会から報告のあった審議の結果、勸告を行うことが適当であるとする場合は、勸告を行うことができる。

(その他の措置)

第10条 会長は、会員処分又は勸告を行うほか事案の内容に応じて、正会員に対して口頭又は文書による注意（以下「注意」という。）を行うことができる。

(業務改善計画等の徴求)

第11条 会長は、正会員に対して処分、勸告又は注意を行った場合には、当該正会員に対し業務改善計画の作成及び業務改善計画に基づく措置の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第4章 会員に対する処分通知及び公表

(会員処分等の通知)

第12条 会長は、理事会が会員処分を決議した場合には、当該会員に対してその処分の種類及び程度並びに処分の対象となる事実及び理由を文書により通知するものとする。

2 会長は、勧告を行う場合には、当該会員に対して勧告の内容及び理由を文書により通知するものとする。

3 会長は、総会が、会員の除名を決議した場合には、当該会員に対してその処分の種類及び程度並びに処分の対象となる事実及び理由を文書により通知するものとする。

4 会員処分等の通知は、処分等細則に定めるところにより実施するものとする。

5 会員処分又は勧告の効力は、その通知の到達をもって生ずる。

(規律委員会への報告)

第13条 会長は、第3条に基づき規律委員会に諮問した会員処分又は勧告について、総会又は理事会に付議した場合には、その決議内容を規律委員会に報告するものとする。

(会員処分の公表)

第14条 会長は、会員処分を行った場合には、文書その他の方法によりその旨を他の会員に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定に基づき他の会員に通知を行ったときは、処分等細則に定めるところにより、公表するものとする。

第5章 外務員処分の実施手続

(規律委員会への諮問)

第15条 会長は、第2条第1項に規定する調査又は業務規程第5条第1項の規定に基づく監査の結果、外務員処分を行うことが適当と認めるときは、規律委員会に対しその対応について諮問し、その意見を求めることができる。

2 会長は、前項の規定に基づき規律委員会に意見を求める場合には、第2条第1項に基づく調査又は業務規程第5条第1項の規定に基づく監査の結果を規律委員会に報告するものとする。

(規律委員会による審議等)

第16条 規律委員会は、前条の規定に基づき会長から諮問のあった事案その他規律委員会が必要と認める事案等に関し、その対応（外務員処分の適否のほか、その内容、理由等を含む。）について審議するものとする。

2 規律委員会は、前項に規定する審議を行うため、必要に応じ事務局にその調査を命じ、調査結果の報告を求めることができる。

3 規律委員会は、当該審議に必要があると認めるときは、当該事案に係る正会員又は外務員処分の対象者に対して出席を求めて事情聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

4 規律委員会は、第1項の規定に基づく審議の結果、外務員処分を行うことが適当であるとする場合には、その処分の種類及び程度並びに理由を、会長に報告するとともに、当該事案に係る正

会員及び外務員処分の対象者に書面により通知するものとする。

(弁明等の機会)

第17条 会長は、外務員処分について理事会に付議しようとする場合には、あらかじめ、当該事案に係る金融商品仲介業者及び外務員処分の対象者に対して弁明又は聴聞の機会を与えるものとする。

2 弁明の機会を与えられた当該事案に係る金融商品仲介業者及び外務員処分の対象者が正当な理由なく出頭しないときは、改めてその機会を与えることなく結審することができる。

3 弁明又は聴聞の手続は、処分等細則に定めるところにより実施するものとする。

(理事会への付議)

第18条 会長は、第16条第4項に基づき規律委員会から報告のあった審議の結果、外務員処分を行うことが適当であるとする場合には、理事会に付議するものとする。

2 理事会は、その決議に当たり規律委員会の審議の結果を尊重するものとする。

第6章 外務員処分の通知及び公表

(外務員処分の通知)

第19条 会長は、理事会が外務員処分を決議した場合には、当該事案に係る正会員及び外務員処分の対象者に対してその処分の種類及び程度並びに処分の対象となる事実及び理由を文書により通知するものとする。

2 外務員処分の通知は、処分等細則に定めるところにより実施するものとする。

3 外務員処分の効力は、その通知の到達をもって生ずる。

(規律委員会への報告)

第20条 会長は、第15条に基づき規律委員会に諮問した外務員処分について、理事会に付議した場合には、その決議内容を規律委員会に報告するものとする。

(外務員処分の公表)

第21条 会長は、外務員処分を行った場合には、外務員登録規則第15条に基づき、処分等細則に定めるところにより、公表するものとする。

第7章 不服申立て手続

(不服申立て)

第22条 第12条第1項に基づく通知を受領した会員又は第19条第1項に基づく通知を受領した正会員及び外務員処分の対象者は、その処分の内容について不服があるときは、委員会設置に関する規則第42条に定める不服審査委員会に不服申立てをすることができる。

なお、外務員登録規則第12条に基づく登録の拒否及び同規則第14条の規定に基づく外務員処分については、不服審査委員会に不服申立てをすることができない。

2 不服申立の手続は、処分等細則に定めるところにより実施するものとする。

附 則

第1条 この規則は、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人投資信託協会（以下「甲」という。）及び一般社団法人日本投資顧問業協会（以下「乙」という。）との合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日（2026年4月1日）に施行する。

第2条 甲の会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則及び乙の会員の処分等に関する規則は、廃止する。

第3条 本規則第8条第1項の規定にかかわらず、第1条の吸収合併の効力発生日前に乙の会員であった者の乙において過怠金の対象とされていた法令違反等の態様に対する過怠金の額は、当該吸収合併の効力発生日から1年間、廃止前の乙の会員の処分等に関する規則第7条第1項を適用する。

第4条 投資助言・代理会員において、過怠金の額及び会員停止の期間の算定は、別紙「過怠金の額及び会員権の停止期間の算定基準」によるものとする。

過怠金の額及び会員権の停止期間の算定基準

1 過怠金の額の算定基準

(1) 過怠金の額は、法令違反等の態様に応じ、下表に定める基準額を基に、下記(2)の要素等を踏まえ算定する。法令違反等の態様が複数ある場合にはそれを合算して算定する。

(2) 基準額の適用にあたっての調整

- ① 再犯の場合、最大、基準額の2倍までを適用することができる。
- ② 悪質な場合、最大、基準額の2倍までを適用することができる。
- ③ 法令違反等の行為に至った事情、行為の程度等を斟酌して、基準額を減額することができる。
- ④ 法令違反等の行為が、この法人の秩序又は信用を害した(定款第18条第1項第5号)と認められるときは、法令違反等の行為の悪質度等事情を勘案して上限額5,000万円の範囲内で算定することができる。

法令違反等の態様	基準額
金融商品取引法関係	万円
【第197条の2 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金】	
1 第29条の規定に違反して金融商品取引業を行った場合(第29条)。	500
2 不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた場合(第29条)。	500
3 自己の名義をもって他人に投資助言・代理業又は投資運用業を行わせた場合(第36条の3)。	500
【第197条の3 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金】	
1 投資一任契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をした場合(第38条の2第1号)。	500
【第198条 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金】	
1 不正の手段により金融商品取引業の変更登録を行った場合(第31条第4項)。	300
2 金融商品取引契約(投資運用業に関するものに限る。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げた場合(第38条第1号)。	300
3 第42条の7第1項の規定に違反して、運用報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した場合又は同条第2項において準用する第34条の2第4項に規定する電子情報処理組織を使用する方法等により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項を提供した場合。	300
4 第192条第1項又は第2項の規定による裁判所の命令に違反した場合。	300
【第198条の3 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金】	
1 投資顧問契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫を行った場合(第38条の2第1号)。	300
2 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を補てんする旨を約束し	300

た場合（第38条の2第2号）。	
3 特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、顧客の取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない助言又は運用を行うこと（第41条の2第2号、第42条の2第3号）。	300
4 取引により生じた顧客の損失の全部又は一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させた場合（第41条の2第5号、第42条の2第6号）。	300
5 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第128条で定めるものを除く。）を行った場合（第42条の2第1号）。	300
【第198条の5 2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金】	
1 投資運用業（第2条第8項第15号に掲げる行為を行う業務に限る。）に関して、金商業等府令第132条で定めるところの分別管理に違反した場合（第42条の4）。	200
2 金融商品取引業者に対する監督上の処分（第52条第1項）の規定による業務の停止の処分に違反した場合（第52条第1項）。	200
【第198条の6 1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金】	
1 金融商品取引契約（投資運用業に関するものを除く。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げた場合（第38条第1号）。	150
2 業務に関する帳簿書類等の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した場合（第46条の2、第47条、第188条）。	150
3 事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した場合（第46条の3第1項、第47条の2、第48条の2第1項）。	150
4 公衆の縦覧に供すべきものとして規定されている事業報告書等の書面（第46条の4、第47条の3）を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした事業報告書等の書面を公衆の縦覧に供した場合。	150
5 次に掲げる事項に該当することとなったときに、その日から30日以内にその旨の届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合（第50条の2第1項柱書）。	
（1）投資運用業又は投資助言・代理業を廃止したとき（第2号）。	150
（2）合併により消滅したとき（第3号）。	150
（3）法人である会員が分割により事業の全部又は一部を承継させたとき（第6号）。	150
（4）事業の全部又は一部を譲渡したとき（第7号）。	150
6 分割により事業の全部又は一部を承継させたときに、その公告をせず、又は虚偽の公告をした場合（第50条の2第6項）。	150
7 報告の徴取及び検査に際し、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合（第56条の2第1項）。	150
8 第188条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合。	150

【第201条 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金】	
1 投資助言業務に関して顧客を相手方とし、又は顧客のために有価証券等の売買等（第2条第8項第1号から第4号まで）を行った場合（第41条の3）。	100
2 顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた場合（第41条の4、第42条の5）。	100
3 顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をした場合。ただし、第156条の24第1項に規定する信用取引に付随して顧客に対し金銭又は有価証券を貸し付ける場合その他金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第16条の11又は第16条の13で定める場合を除く（第41条の5、第42条の6）。	100
4 承認を受けないで、投資運用業並びに第35条第1項及び第2項各号に掲げる業務以外の業務を行った場合（第35条第4項）。	100
【第205条 6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金】	
1 広告等をする際、次に掲げる事項を表示せず又は虚偽の表示をした場合（第37条第1項）。	
(1) 商号、名称又は氏名（第1号）。	50
(2) 金融商品取引業者等である旨、及び登録番号（第2号）。	50
(3) 業務の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして金商法施行令第16条及び金商業等府令第74条から第77条までに規定する事項（第3号）。	50
2 広告をする際、利益の見込みその他金商業等府令第78条で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした場合（第37条第2項）。	50
3 契約締結前（第37条の3第1項）若しくは契約締結時（第37条の4第1項）、顧客に書面を交付せず若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した場合、又は第34条の2第4項に規定する電子情報処理組織を使用する方法等により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした場合。	50
4 投資運用業者（第2条第8項第15号に掲げる行為を行う業務に限る。）が運用報告書を作成したときに、遅滞なくこれを内閣総理大臣に届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。ただし、一の運用財産の権利者の数が499以下である場合又は金商業等府令第135条に規定する場合を除く（第42条の7第3項）。	50
【第205条の2の3 30万円以下の罰金】	
1 登録事項の変更（第31条第1項若しくは第3項）又は業務の休止、再開（第50条第1項第1号）について届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。	30
2 合併、分割による事業の承継又は株主変更に関する規定（第50条第1項第3号から第8号まで）による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。	30
3 標識を掲示しなかった場合（第36条の2第1項）。	30

【第208条 30万円以下の過料】	
1 業務改善命令に違反した場合（第51条、第51項の2）。	30
【その他】	
1 忠実義務に違反した場合（第41条第1項、第42条第1項第1号又は第3号）。	200
2 善良な管理者の注意義務に違反した場合（第41条第2項、第42条第2項）。	200
3 法第51条の業務改善命令を受けた場合（業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合の要件となる、「公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるとき」に該当する場合）。	50
4 その他の法令違反行為。	50
【適用除外】	
1 次に掲げる規定は特定投資家を対象とする場合には適用しない（第45条）。	
（1）第198条に関する規定3。	
（2）第201条に関する規定2、3。	
（3）第205条に関する規定の全部。	
定款関係	
1 理事会の決議に基づく資料の提出若しくは説明の求めに応じず又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行った場合。	200
2 定款若しくは規則又は総会若しくは理事会の決議に違反した場合。	100

2 会員権の停止期間の算定基準

(1) 行政処分が一定期間の業務停止処分であった場合の会員権の停止期間の算定基準は、次のとおりとする。

業務停止 1 か月以下	10日以上 1 か月以下の会員権の停止
業務停止 2 か月以下	20日以上 2 か月以下の会員権の停止
業務停止 3 か月以下	1 か月以上 3 か月以下の会員権の停止
業務停止 4 か月以下	40日以上 4 か月以下の会員権の停止
業務停止 5 か月以下	50日以上 5 か月以下の会員権の停止
業務停止 6 か月以下	2 か月以上 6 か月以下の会員権の停止

(2) 算定基準の適用にあたっての調整

- ① 再犯の場合、業務停止期間にかかわらず6か月以下の会員権の停止とすることができる。
- ② 悪質な場合、業務停止期間にかかわらず6か月以下の会員権の停止とすることができる。